

法第 32 条第 1 項第 2 号該当物件

(水管の占用) (令第 11 条の 3)

第 23 水道管、工業用水道管等の占用については、次の各号に掲げるところによらなければならない。

- (1) 歩道を有する道路にあつては、歩道の地下へ埋設すること。ただし、すでに他の占用物件が設置されている等歩道敷に余地がない場合は車道の歩道寄りの地下に埋設することができること。
- (2) 歩道を有しない道路にあつては、路端寄りの自動車荷重の影響の少ない場所に埋設すること。
- (3) 水管を埋設する場合は、その頂部と路面との距離は、1.2メートル(工事実施上やむを得ない場合にあつては、0.6メートル)以下としないこと。
- (4) (3)にかかわらず別表 1 に掲げる水管を使用するときは、その頂部と路面との距離は、別表 2 に掲げる埋設深の値とすることができる。ただし、適用にあたっては次の事項に留意すること。
 - ア 道路の舗装構成、土質の状態、交通状況、気象状況等から、適用が不適切と判断される水管については、(3)によること。
 - イ 別表 1 に掲げる水管以外の水管であっても、その強度及び口径が同等と認められる水管については使用することができる。
- (5) 使用する水管は、日本工業規格(JIS)又は日本水道協会規格(JWWA)に適合する鋼管、鋳鉄管、ダクタイル鋳鉄管、ステンレス鋼管、水道用硬質塩化ビニル管、水道用耐衝撃性硬質塩化ビニル管及び水道用ポリエチレン管とすること。
- (6) 水道用硬質塩化ビニル管、水道用耐衝撃性硬質塩化ビニル管及び水道用ポリエチレン管は、温泉地等地温が摂氏 40 度を超える場所では使用しないこと。
- (7) マンホールは、「橋、高架の道路等の技術基準について」(平成 8 年 11 月 1 日付建設省都街発第 93 号、建設省道企発第 61 号長野県知事あて建設省都市局長、建設省道路局長通達)に定める自動車設計荷重 25tf(衝撃荷重を含む。)に十分耐えられ、かつ、道路交通に対して蓋の破損及びはずれの生じない堅固な構造とすること。
- (8) マンホール蓋は、道路の縦横断勾配と合わせ路面との間に段差を生じさせないこと。
- (9) 道路の横断箇所は最小限にとどめ、道路に対して直角に横断すること。

- (10) 上水道の各戸取付管の止水栓は、原則として道路敷外に設置させること。
- (11) 水管を橋に添架する場合は、床版及び高欄に水管を設置する構造物を取付けないこと。
- (12) 水管を橋又は高架の道路に取り付ける場合は、架設年度が比較的新しく許容応力に対して発生応力に余裕があり、構造上支障が無く道路橋示方書に沿って応力計算により安全を確認された場合による。
- (13) 道路及び地下にある他の占有物件、構造物との離隔距離は、原則として0.3メートル以上とすること。
- (14) 名称等の明示のため、埋設管の表面に、水道管にあつては青色、工業用水にあつては白色の明示テープ（幅3センチメートル以上）を添付し、さらに埋設管直上0.3メートルの位置に定められた色の明示シート（幅40センチメートル以上）を敷設し、それぞれに埋設物件の名称、管理者名、埋設年、その他保安上必要な事項を表示しなければならない。
- (15) 水管をトンネル内に埋設する場合は、次に掲げるところによること。
 - ア 歩道を有する道路にあつては、歩道の地下へ設けるものとし、歩道を有しない道路にあつては、路肩部の側壁との間に設けるものとする。
 - イ 構造は、トンネル本体に影響を及ぼすものではなく、道路管理上支障のないものとする。また、占有物件の維持管理が適切にできる構造とすること。
 - ウ 占有工事は原則としてトンネル築造工事と同時に行うものとする。

（下水道管の占有）（令第11条の4）

第24 下水道管の占有については、次の各号に掲げるところによらなければならない。

- (1) 歩道を有する道路にあつては、歩道の地下へ埋設すること。ただし、すでに他の占有物件が設置されている等歩道敷に余地がない場合は、車道の歩道寄りの地下に埋設することができる。
- (2) 歩道を有しない道路にあつては、路端寄りの自動車荷重の影響の少ない場所に埋設すること。
- (3) 下水道管の本線（下水道施設における基幹的な線で、例えば、「下水道施行規則」（昭和42年12月19日建設省令第37号）第3条第1項に規定する「主要な管渠」をいう。以

下「本線」という。)を埋設する場合は、その頂部と路面との距離は、3メートル(工事実施上やむを得ない場合にあつては、1メートル)以下としないこと。

(4) 本線以外の管を埋設する場合は、その頂部と路面との距離は、1.2メートル(工事実施上やむを得ない場合にあつては、0.6メートル)以下としないこと。

(5) (3)から(4)の規定にかかわらず、別表1に掲げる下水道管を使用するときは、その頂部と路面との距離は、別表2に掲げる埋設深の値とすることができる。ただし、適用にあつては次の事項に留意すること。

ア 道路の舗装構成、土質の状態、交通状況、気象状況等から、適用が不適切と判断される水管については、(3)及び(6)によること。

イ 別表1に掲げる下水道管以外の下水道管であっても、その強度及び口径が同等と認められる水管については使用することができる。

(6) 使用する管は、日本工業規格(JIS)又は日本下水道協会規格(JSWAS)に適合する鋼管、鋳鉄管、ダクタイル鋳鉄管、遠心力鉄筋コンクリート管、硬質塩化ビニル管(VP)、下水道硬質塩化ビニル管、陶管(厚管)、強化プラスチック複合管及び現場打ち又は既成鉄筋コンクリート管きよとすること。

(7) 硬質塩化ビニル管、強化プラスチック複合管及び陶管を使用する場合は、次に掲げる道路埋設指針を参考とすること。

「下水道用硬質塩化ビニル管道路埋設指針」(昭和58年3月(財)国土開発技術センター)

「下水道用強化プラスチック複合管道路埋設指針」(平成元年3月(財)国土開発技術センター)

「下水道用セラミックパイプ(陶管)道路埋設指針」(平成4年3月(財)国土開発技術センター)

(8) 硬質塩化ビニル管(VP)、下水道硬質塩化ビニル管は、温泉地等地温が摂氏40度を超える場所では使用しないこと。

(9) 地盤が軟弱な箇所にあつては、不等沈下防止工を行うものとする。

(10) マンホールは、「橋、高架の道路等の技術基準について」(平成8年11月1日付建設省都街発第93号、建設省道企発第61号)に定める自動車設計荷重25tf(衝撃荷重を含む。)に十分耐えられ、かつ、道路交通に対して蓋の破損及びはずれの生じない堅固な構造とすること。

- (11) マンホール蓋は、道路の縦横断勾配と合わせ路面との間に段差を生じさせないこと。
- (12) 道路の横断箇所は最小限にとどめ、道路に対して直角に横断すること。
- (13) 各戸の取付管のますは、道路敷外に設置すること。
- (14) 下水管を橋に添架する場合は、床版及び高欄に下水管を設置する構造物を取付けないこと。
- (15) 下水管を橋又は高架の道路に取り付ける場合は、架設年度が比較的新しく許容応力に対して発生応力に余裕があり、構造上支障が無く道路橋示方書に沿って応力計算により安全を確認された場合による。
- (16) 道路及び地下にある他の占用物件、構造物との離隔距離は、原則として0.3メートル以上とすること。
- (17) 名称等の明示のため、埋設管の表面に茶色の明示テープ（幅3センチメートル以上）を添付し、さらに埋設管直上0.3メートルの位置に茶色の明示シート（幅40センチメートル以上）を敷設し、それぞれに埋設物件の名称、管理者名、埋設年、その他保安上必要な事項を表示しなければならない。
- (18) 雨水渠については、路面の機能を損なわないようにすることを原則とし、やむを得ず浅層埋設及び、舗装に入り込む設計となる場合は、埋設物及び道路の復旧方法について、道路管理者と事前に協議し、指示・指導に従うこと。

（ガス管の占用）（令第11条の3）

第25 ガス管の占用については、次の各号に掲げるところによらなければならない。

- (1) 歩道を有する道路にあっては、歩道の地下へ埋設すること。ただし、すでに他の占用物件が設置されている等歩道敷に余地がない場合は車道の歩道寄りの地下に埋設することができる。
- (2) 歩道を有しない道路にあっては、路端寄りの自動車中荷重の影響の少ない場所に埋設すること。
- (3) ガス管を埋設する場合は、その頂部と路面との距離は、1.2メートル（工事実施上やむを得ない場合にあっては、0.6メートル）以下としないこと。

(4) (3)にかかわらず別表 1 に掲げるガス管を使用するときは、その頂部と路面との距離は、別表 2 に掲げる埋設深の値とすることができる。ただし、適用にあたっては次の事項に留意すること。

ア 道路の舗装構成、土質の状態、交通状況、気象状況等から、適用が不適切と判断される場合は、(3)によること。

イ 別表 1 に掲げるガス管以外のガス管であっても、その強度及び口径が同等と認められるガス管については使用することができる。

(5) 使用する管は、日本工業規格（JIS）に適合する鋼管、ダクタイル鋳鉄管及びガス用ポリエチレン管とすること。

(6) ガス用ポリエチレン管は、温泉地等地温が摂氏 40 度を超える場所では使用しないこと。

(7) マンホールは、「橋、高架の道路等の技術基準について」（平成 8 年 11 月 1 日付建設省都街発第 93 号、建設省道企発第 61 号）に定める自動車設計荷重 25tf（衝撃荷重を含む。）に十分耐えられ、かつ、道路交通に対して蓋の破損及びはずれの生じない堅固な構造とすること。

(8) マンホール蓋は、道路の縦横断勾配と合わせ路面との間に段差を生じさせないこと。

(9) 道路の横断箇所は最小限にとどめ、道路に対して直角に横断すること。

(10) ガス管を橋に添架する場合は、床版及び高欄にガス管を設置する構造物を取付けないこと。

(12) ガス管を橋又は高架の道路に取り付ける場合は、架設年度が比較的新しく許容応力に対して発生応力に余裕があり、構造上支障が無く道路橋示方書に沿って応力計算により安全を確認された場合による。

(13) 道路及び地下にある他の占有物件、構造物との離隔距離は、原則として 0.3 メートル以上とすること。

(14) 名称等の明示のため、埋設管の表面に緑色の明示テープ（幅 3 センチメートル以上）を添付し、さらに埋設管直上 0.5 メートル（埋設深を舗装厚+0.3 メートルとした場合は 0.3 メートル）の位置に緑色の明示シート（幅 40 センチメートル以上）を敷設し、それぞれに埋設物件の名称、管理者名、埋設年、その他保安上必要な事項を表示しなければならない。

(注意事項)

圧力が 20 キログラム毎平方センチメートル以上の圧力のガス供給施設については、事前に国土交通省へ協議することになっているので、申請のあった場合は、建設部長あて副申すること。

(高圧ガス管 (圧力が 2 MP a (メガパスカル) 以上であるもの) の占用)

第 26 高圧ガス管 (圧力が 2 MP a (メガパスカル) 以上であるもの。以下本項において「ガス管」という。) の占用については、次の各号に掲げるところによらなければならない。

- (1) ガス管はやむを得ず橋に取り付ける場合を除き、原則として地下に埋設すること。
- (2) トンネル内又はトンネルの構造に影響を及ぼす範囲内及び崖崩れ、地滑り、液状化等により地盤が不安定な地域の道路、並びに幅員が著しく狭い道路の占用は極力避けること。歩道を有する道路にあつては、歩道の地下へ埋設すること。ただし、すでに他の占用物件が設置されている等歩道敷に余地がない場合は車道の歩道寄りの地下に埋設することができること。
- (3) 歩道を有しない道路にあつては、路端寄りの自動車荷重の影響の少ない場所に埋設すること。
- (4) ガス管は、その外面から道路の境界に対し 1 メートル以上の水平距離を有すること。
- (5) 市街地又は人家連担当区 (将来において市街化又は人家連担化が予想される地区を含む。) の道路にあつては、次の事項に留意すること。
 - ア 他の埋設物との離隔距離等をも考慮して、ガス管の埋設深度を 1.8 メートル以上とすること。
 - イ ガス管の上部に鉄板を敷設する等の方法により、ガス管を防護することとした場合の防護施設の頂部と路面との距離は 1.5 メートル以下としないこと。
 - ウ 人家等から 3 メートル以内に埋設されるガス管については、コンクリートボックスへ収容し、又は鋼矢板を打設する等の方法により漏洩したガスが人家等の側へ拡散しないような措置を講ずること。
- (6) 市街地以外の道路の路面下に埋設する場合は、ガス管の頂部 (防護構造物によりガス管を防護する場合にあつては、当該防護構造物の頂部) と路面との距離は 1.5 メートル以下としないこと。

- (7) ガス管を道路の路面下以外の場所に埋設する場合には、導管の頂部と地面との距離は、1.2メートル（防護工又は防護構造物により導管を防護する場合、市街地にあつては0.9メートル、市街地以外の地域においては0.6メートル）以下としないこと。
- (8) ガス管を地上に設ける場合には、その最下部と路面との距離は、5メートル以上とすること。
- (9) マンホールは、「橋、高架の道路等の技術基準について」（平成8年11月1日付建設省都街発第93号、建設省道企発第61号）に定める自動車設計荷重25tf（衝撃荷重を含む。）に十分耐えられ、かつ、道路交通に対して蓋の破損及びはずれの生じない堅固な構造とすること。
- (10) マンホール蓋は、道路の縦横断勾配と合わせ路面との間に段差を生じさせないこと。
- (11) 道路の横断箇所は最小限にとどめ、原則として道路に対して直角に横断すること。また、ガス管はさや管等の中に設置すること。
- (12) ガス管を橋に添架する場合は、床版及び高欄にガス管を設置する構造物を取付けないこと。
- (13) ガス管を橋又は高架の道路に取り付ける場合は、架設年度が比較的新しく許容応力に対して発生応力に余裕があり、構造上支障が無く道路橋示方書に沿って応力計算により安全を確認された場合による。
- (14) 道路及び地下にある占用物件、構造物との離隔距離は、原則として0.3メートル以上とすること。
- (15) 電線、水管、下水道管、ガス供給管、その他これらの類するもの（各戸に引き込むためのもの及びこれが取り付けられるものに限る。）が埋設されている道路又は埋設する計画のある道路に埋設する場合は、これらの上部に埋設しないこと。
- (16) 名称等の明示のため、埋設管の表面に緑色の明示テープ（幅3センチメートル以上）を添付し、さらに埋設管直上0.5メートルの位置に緑色の明示シート（幅40センチメートル以上）を敷設し、それぞれに埋設物件の名称、管理者名、埋設年、その他保安上必要な事項を表示しなければならない。
- (17) 天然ガスパイプラインについては、上記事項のほか「高圧ガスパイプライン技術指針」（「ガスパイプライン技術検討委員会報告書」（平成3年2月）によること。）

(地下電線の占用) (令第11条の2)

第27 地下電線の占用については、次の各号に掲げるところによらなければならない。

- (1) 地下電線を埋設する場合（道路を横断して埋設する場合を除く。）においては、車道（歩道を有しない道路にあつては、路面幅員の3分の2に相当する路面の中央部。以下本項において同じ。）以外の部分の地下に埋設すること。ただし、その本線については、車道以外の部分に適切な場所がなく、かつ、公益上やむを得ない事情があると認められるときは、この限りでない。
- (2) 地下電線の頂部と路面との距離は、車道の地下にあつては0.8メートル以下、歩道（歩道を有しない道路にあつては、路面幅員の3分の2に相当する路面の中央部以外の部分。）の地下にあつては0.6メートル以下としないこと。ただし、保安上支障がなく、かつ、道路に関する工事の実施上支障がない場合は、この限りではない。
- (3) 地下電線の外装管に使用する管は、日本工業規格（JIS）に適合する鋼管、ダクタイル鋳鉄管及び硬質塩化ビニル管（VP）、強化プラスチック複合管とすること。
- (4) (2)の規定にかかわらず、別表1に掲げる地下電線の外装管を使用するときは、その頂部と路面との距離は、別表2に掲げる埋設深の値とすることができる。ただし、適用にあつては次の事項に留意すること。
 - ア 道路の舗装構成、土質の状態、交通状況、気象状況等から、適用が不適切と判断される場合は、(2)によること。
 - イ 別表1に掲げる地下電線の外装管以外の外装管であっても、その強度及び口径が同等と認められる外装管については使用することができる。
- (1) 硬質塩化ビニル管は、温泉地等地温が摂氏40度を超える場所では使用しないこと。
- (6) マンホールは「橋、高架の道路等の技術基準について」（平成8年11月1日付建設省都街発第93号、建設省道企発第61号）に定める自動車設計荷重25tf（衝撃荷重を含む。）に十分耐えられ、かつ、道路交通に対して蓋の破損及びはずれの生じない堅固な構造とすること。
 - (1) マンホール蓋は、道路の縦横断勾配と合わせ路面との間に段差を生じさせないこと。
 - (2) 道路の横断箇所は最小限にとどめ、道路に対して直角に横断すること。
- (9) 地下電線を橋に添架する場合は、床版及び高欄に地下電線を設置する構造物を取付けないこと。

- (10) 地下電線を橋又は高架の道路に取り付ける場合は、架設年度が比較的新しく許容応力に対して発生応力に余裕があり、構造上支障が無く道路橋示方書に沿って応力計算により安全を確認された場合による。
- (11) 道路及び地下にある他の占用物件、構造物との離隔距離は、原則として0.3メートル以上とすること。
- (12) 名称等の明示のため、埋設管の表面に電話線にあっては赤色、電気線にあってはオレンジ色、長野県警察にあっては金色、I. N. Cにあっては銀色、ゆうせんにあっては桃色、キャンシステムにあっては灰色、CATVにあっては空色の明示テープ（幅3センチメートル以上）を添付し、さらに埋設管直上0.3メートルの位置に定められた色の明示シート（幅40センチメートル以上）を敷設し、それぞれに埋設物件の名称、管理者名、埋設年、その他保安上必要な事項を表示しなければならない。
- (13) 地下電線をトンネル内に埋設する場合は、次に掲げるところによること。
- ア 歩道を有する道路にあっては、歩道の地下へ設けるものとし、歩道を有しない道路にあっては、路肩部の側壁との間に設けるものとする。
- イ 構造は、トンネル本体に影響を及ぼすものではなく、道路管理上支障のないものとする。また、占用物件の維持管理が適切にできる構造とすること。
- ウ 占用工事は原則としてトンネル築造工事と同時に行うものとする。

（石油管の占用）（令第11条の5）

第28 石油管の占用については、次の各号に掲げるところによらなければならない。

- (1) 石油管は、地下に埋設すること。ただし、地形の状況その他特別な理由によりやむを得ないと認められる場合においては、地上（トンネルの中を除く。）に設け、又は橋に取り付けることができる。
- (2) 石油管を埋設する場合（道路を横断して埋設する場合を除く。）においては、原則として、車両の荷重の影響の少ない場所に埋設し、かつ、導管と道路境界線との間に保安上必要な距離を保たせること。
- (2) 石油管を道路の路面下に埋設する場合においては、その深さは、次に掲げるところによること。

- ア 市街地においては、防護構造物により導管を防護する場合にあっては、当該防護構造物の頂部と路面との距離は1.5メートル以下、その他の場合にあっては導管の頂部と路面との距離は1.8メートル以下としないこと。
- イ 市街地以外の地域においては、導管の頂部（防護構造物により導管を防護する場合にあっては、当該防護構造物の頂部）と路面との距離は1.5メートル以下としないこと。
- (4) 石油管を道路の路面下以外の場所に埋設する場合には、導管の頂部と地面との距離は、1.2メートル（防護工又は防護構造物により導管を防護する場合にあっては、市街地にあっては0.9メートル、市街地以外の地域においては0.6メートル）以下としないこと。
- (5) 石油管を地上に設ける場合には、その最下部と路面との距離は、5メートル以上とすること。
- (6) 石油管を橋に添架する場合は、床版及び高欄に石油管を設置する構造物を取付けないこと。
- (7) 石油管を橋又は高架の道路に取り付ける場合は、架設年度が比較的新しく許容応力に対して発生応力に余裕があり、構造上支障が無く道路橋示方書に沿って応力計算により安全を確認された場合による。
- (8) 石油管を地下に埋設する場合は次によること。
- ア 堅固で耐久力を有するとともに、道路及び地下にある他の占用物の構造に支障を及ぼさないものであること。
- イ 車道に埋設する場合には、道路の強度に影響を与えないものであること。
- (9) 橋又は高架の道路に取り付ける場合は、橋又は高架の道路の強度に影響を与えない構造であること。
- (10) その他「石油パイプライン事業の事業用施設の技術上の基準を定める省令」（昭和47年12月25日通商産業省、運輸省、建設省、自治省 省令第2号）によること。
- (11) 道路及び地下にある他の占用物件、構造物との離隔距離は、原則として0.3メートル以上とすること。
- (12) 名称等の明示のため、埋設管の表面に黄色の明示テープ（3センチメートル以上）を添付し、さらに埋設管直上0.3メートルの位置に黄色の明示シート（40センチメートル以上）

を敷設し、それぞれに埋設物件の名称、管理者名、埋設年、その他保安上必要な事項を表示しなければならない。

(注意事項)

国土交通省へ事前協議（延長 500 メートル以下を除く。）することになっているので、申請のあった場合は建設部長あて副申すること。

(かんがい用の水管の占用)

第 29 かんがい用の水管の占用については、次の各号に掲げるところによらなければならない。

(1) 歩道を有する道路にあつては、歩道の地下へ埋設すること。ただし、すでに他の占用物が埋設されている等歩道敷に余地がない場合は、車道の歩道寄りの地下に埋設することができる。

(1) 歩道を有しない道路にあつては、路端寄りの自動車荷重の影響の少ない場所に埋設すること。

(3) かんがい用水管（以下本項において「水管」という。）を埋設する場合は、その頂部と路面との距離は 1.2 メートル（工事実施上やむを得ない場合にあつては、0.6 メートル）以下としないこと。

(4) (3)にかかわらず別表 1 に掲げる水管を使用するときは、その頂部と路面との距離は、別表 2 に掲げる埋設深の値とすることができる。ただし、適用にあたっては次の事項に留意すること。

ア 道路の舗装構成、土質の状態、交通状況、気象状況等から、適用が不適切と判断される水管については、(3)によること。

イ 別表 1 に掲げる水管以外の水管であっても、その強度及び口径が同等と認められる水管については使用することができる。

(5) 使用する管は、日本工業規格（JIS）又は日本水道協会規格（JWWA）に適合する鋼管、鋳鉄管、ダクタイル鋳鉄管、ステンレス鋼管、水道用硬質塩化ビニル管、水道用耐衝撃性硬質塩化ビニル、水道用ポリエチレン管、現場打ち又は既成鉄筋コンクリート管きよとすること。

- (6) 水道用硬質塩化ビニル管、水道用耐衝撃性硬質塩化ビニル及び水道用ポリエチレン管は、温泉地等地温が摂氏 40 度を超える場所では使用しないこと。
- (7) マンホールは、「橋、高架の道路等の技術基準について」（平成 8 年 11 月 1 日付建設省都街発第 93 号、建設省道企発第 61 号）に定める自動車設計荷重 25ft（衝撃荷重を含む。）に十分耐えられ、かつ、道路交通に対して蓋の破損及びはずれの生じない堅固な構造とすること。
- (8) マンホール蓋は、道路の縦横断勾配と合わせ路面との間に段差を生じさせないこと。
- (9) 道路の横断箇所は最小限にとどめ、道路に対して直角に横断すること。
- (8) かんがい用水管を橋に添架する場合は、床版及び高欄に水管を設置する構造物を取付けないこと。
- (9) かんがい用水管を橋又は高架の道路に取り付ける場合は、架設年度が比較的新しく許容応力に対して発生応力に余裕があり、構造上支障が無く道路橋示方書に沿って応力計算により安全を確認された場合による。
- (10) 道路及び地下にある他の占用物件、構造物との離隔距離は、原則として 0.3 メートル以上とすること。
- (11) 名称等の明示のため、埋設管の表面に白色の明示テープ（幅 3 センチメートル以上）を添付し、さらに埋設管直上 0.3 メートルの位置に白色の明示シート（40 センチメートル以上）を敷設し、それぞれに埋設物件の名称、管理者名、埋設年、その他保安上必要な事項を表示しなければならない。
- (12) かんがい用の水管をトンネル内に埋設する場合は、次に掲げるところによること。
- ア 歩道を有する道路にあっては、歩道の地下へ設けるものとし、歩道を有しない道路にあっては、路肩部の側壁との間に設けるものとする。
- イ 構造は、トンネル本体に影響を及ぼすものではなく、道路管理上支障のないものとする。また、占用物件の維持管理が適切にできる構造とすること。
- ウ 占用工事は原則としてトンネル築造工事と同時に行うものとする。

別表 1

管 種	規 格	使 用 区 分 (口径)			
		水管 (かんがい用含む)	下水道管	ガス管	地下電線 (外装管)
鋼管	JIS G 3452 JIS G 3443 (水管)	300 mm以下		300 mm以下	250 mm以下 電気通信事業等は 75 mm以下
ダグタイムル 鋳鉄管	JIS G 5526	300 mm以下	300 mm以下	300 mm以下	
水道配水用ポリエチレン管	引張降伏強度 204kgf/c m ² 以上	200 mm以下で 外径/厚さ=11			
耐衝撃性硬質塩化ビニル管	JIS K 6741 JIS K 6742 (水管)	300 mm以下	300 mm以下		300 mm以下 電気通信事業等は 75 mm以下
ヒューム管	JIS A 5303		300 mm以下		
強化プラスチック複合管	JIS A 5350		300 mm以下		電気事業のみ 250 mm以下
陶管	JIS R 1201		300 mm以下		
ポリエチレン管	JIS K 6774			200 mm以下	
コンクリート多孔管	管材曲げ引張強度 54kgf/c m ² 以上				電気事業のみ φ125×9 条以下

別表 2

埋 設 管	管の種別	埋 設 深	
		車道下における路面と管頂部の距離は下記数値以上	歩道下における路面と管頂部の距離は下記数値以上
地 下 電 線 (外装管)		道路の舗装の厚さ ¹⁾ +0.3メートル、当該値が0.6メートルに満たない場合は0.6メートル	0.6メートル、ただし、マウントアップ式歩道 ²⁾ の路面は、車道面を基準面とする。
水 管 かんがい用水管 ガ ス 管		道路の舗装の厚さ ¹⁾ +0.3メートル、当該値が0.6メートルに満たない場合は0.6メートル	0.6メートル、ただし、マウントアップ式歩道 ²⁾ の路面は、車道面を基準面とする。
下 水 道 管	本 線	道路の舗装の厚さ ¹⁾ +0.3メートル、当該値が1メートルに満たない場合は1メートル	1メートル、ただし、マウントアップ式歩道 ²⁾ の路面は、車道面を基準面とする。
	本線以外の線	道路の舗装の厚さ ¹⁾ +0.3メートル、当該値が0.6メートルに満たない場合は0.6メートル	0.6メートル、ただし、マウントアップ式歩道 ²⁾ の路面は、車道面を基準面とする。
	外圧1種ヒューム管	1メートル	1メートル、ただし、マウントアップ式歩道 ²⁾ の路面は、車道面を基準面とする。